

# 彩の国観光振興地域協働事業補助金の御案内(概要版)

埼玉県では、民間企業や地域等が連携し、それぞれのアイデアを活用して自主的に行う観光振興の取組を支援するため、必要な費用の一部を補助します。

## 補助対象者

民間事業者（企業、公益法人、NPO法人等）、観光関連団体（DMO、観光協会等）、商工団体等が2者以上で構成する事業実施団体

## 対象事業

埼玉県の観光入込客の数の増加や観光消費額の拡大に資する新たな観光コンテンツの創出や既存コンテンツの磨き上げを行う取組（※1）

- ※1 これらに付随するイベント、情報発信、プロモーションに要する費用についても対象となります。ただし、花火大会やお祭りなど既存イベントを単に継続実施するための費用や、既存事業の情報発信、プロモーションについては対象外とします。  
補助対象経費は裏面を御覧ください。

## 補助率

対象経費の **2 / 3** 以内  
(※2)

## 上限額

1,000万円/件

- ※2 ハード経費は原則対象外。ただし、コンテンツ開発に付随するものに限り、1/2以内補助します。審査会による審査の上、予算の範囲内で補助金額を決定します。

## 【申請のポイント】

事業の採択に当たっては、以下の事項をポイントとして審査を行います。

- ①企画力
  - ・事業の目的が明確で、課題認識を踏まえた事業内容となっているか 等
- ②独自性
  - ・地域ならではの資源を活かしつつ、他の地域と差別化されているか 等
- ③経済波及効果
  - ・地域の観光入込客の数の増加や観光消費額の増加をもたらす仕組みとなっているか 等
- ④具体性
  - ・事業内容やスケジュールに具体性や実現性があるか 等

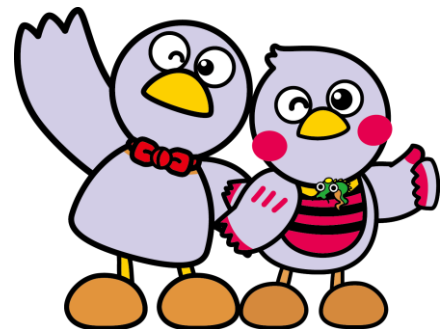
## 【お問い合わせ】

埼玉県産業労働部 観光課 DMO支援・観光振興担当

TEL : 048-830-3955

MAIL : [a3950-12@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3950-12@pref.saitama.lg.jp)

事業内容やスケジュール等詳細を記載したご案内は、埼玉県のホームページをご確認ください。



## 補助対象経費

補助対象経費は、以下のとおりです。（事業実施にあたり必要な経費に限る）

費用	内容（主な経費）
①報償費	・講師やアドバイザー等の派遣に要する経費
②旅費	・講師やアドバイザー等の派遣に要する経費
③需用費	・事務用品や環境衛生のための各種薬剤、各種消耗品等の購入費 ・ポスターやチラシ等の印刷代 ※食糧費は対象外
④役務費	・イベント保険料、郵便料等の通信運搬費
⑤委託料	・特殊な技術・設備または高度な専門的知識を必要とする事務事業、研究、調査等の委託に要する経費 ・実証に活用するアプリ等の開発、モニターツアーの開催、イベントの開催等に要する経費
⑥使用料賃借料	・不動産や自動車、機器類、会場等の借上料
⑦備品購入費	・比較的長く使用し、かつ保存できる器具類等の購入費
⑧広告宣伝費	・紙面やWEB等を活用し、世間一般に広く周知するために要する経費
⑨賃金	・アルバイト等の臨時職員で、一定の期間を定めて単純な労務に従事する臨時的な勤務形態の職員に対して支払われる経費
⑩その他	・事業実施のために必要と知事が認めた経費（別途協議の上決定）

※ハード経費は原則対象外。ただしコンテンツ開発に密接に関連し、必要不可欠なものに限っては、以下の経費を対象経費として認める場合があります。

工事請負費	・工作物等の造成または製造、改造の工事等に要する経費 ・建物の改修工事費、設計費等 ※本費目による実施内容は、事業のメインにはなり得ず、事業目的の達成や仕組みの補完・効率化のために不可欠または効果的な工事等に限る
-------	--

### 【補助対象外となる主な経費】

- ・補助対象者の経常的な経費（団体の事務所家賃や光熱費、事業に係る職員の人件費や旅費等）
- ・既存の旅行商品（パッケージツアー、イベント、アプリ、宿泊券等）導入に関わる経費
- ・特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの（クーポン発行など）
- ・飲食、娯楽、接待等に要する経費
- ・雑誌購読料、新聞代、加入する団体等に支払う会費等
- ・不動産や株式の購入費
- ・自動車の購入費や維持管理費（修理費、車検代、自動車税等）
- ・収入印紙・証紙の購入費、消費税及び地方消費税
- ・振込等手数料（代引き手数料を含む）、両替手数料
- ・補助金の申請書や実績報告書等の書類作成・提出に要する経費
- ・価格設定の適正性が明確でない備品等の購入費
- ・補助金交付決定日より前に発注、購入、契約、または補助事業終了後に納品、検収等を実施したものの、仕入れるために経費を支払った支出証拠書類に不備がある、または紛失等したもの
- ・このほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費